

林産物の売払い契約に係る入札参加者の 資格審査及び指名等に関する要綱

19森第9174号 平成20年3月28日
3森第3792号 令和4年3月28日
5森第1488号 令和5年7月7日
最終改正 7森第3498号 令和8年3月4日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第296条第2項の規定に基づき、県が競争入札の方法により林産物の売払い契約を締結する場合における競争入札に参加することができる者の資格審査及び指名等について定めるものとする。

(競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 林産物の売払い契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、競争入札の方法により林産物の売払いの契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成19年福島県告示第874号。以下「県告示第874号」という。）及びその都度告示するところによる。

第2章 林産物売払い業者の資格審査

(入札参加者資格審査委員会)

第3条 農林水産部に、林産物売払い入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 県告示第874号に規定する入札参加資格の要件、資格の有効期間及び資格の審査に関する事項。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号）別表第1及び第2に掲げる措置要件及び入札参加資格制限措置に関すること。
- (3) その他資格審査委員会の権限に属することとされた事項。

3 資格審査委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

農林総務課長、農林技術課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長

4 会長は、農林水産部次長（森林林業担当）をもってこれに充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

7 委員が事故又はやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の属する課の

主任主査以上の職にある職員のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

- 8 資格審査委員会は、必要の都度会長が招集し、非公開とする。
- 9 資格審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 11 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 12 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 13 資格審査委員会の庶務は、林業振興課において処理する。

(資格審査及び認定)

第4条 入札参加資格の事前の審査は、林業振興課長が行い、資格審査委員会の審議を経たのち、知事の認定を受けるものとする。

- 2 前項の資格審査及び認定は、県告示第874号の第1に規定する資格の審査を受けることができない者を除いて行うものとする。

(有資格者名簿への登録)

第5条 林業振興課長は、申請者のうち、前条第1項の規定により、入札参加資格があると認定された者（以下「有資格者」という。）については、これを林産物売払い入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 有資格者名簿は林業振興課のホームページに掲載し、公表するものとする。

(資格の喪失)

第6条 林産物売払いを所掌する公所長（以下「林産物売払い執行権者」という。）は、有資格者が県告示第874号の第1の第1号又は第2号に該当することを知ったときは、速やかにその旨を林業振興課長に報告しなければならない。

- 2 林業振興課長は、前項の報告を受けたときは、事実の確認後、有資格者名簿からその者に係る記載を削除するとともに、速やかに林産物売払い入札参加資格喪失通知書（様式第1号）により、その旨を林産物売払い執行権者に通知するものとする。

(変更届の受理)

第7条 有資格者は、申請内容に変更があったときは、速やかに、林産物売払い入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第2号）を農林事務所に提出しなければならない。

- 2 林産物売払い執行権者は、前項の提出を受けたときは、林業振興課長に進達する。
- 3 林業振興課長は、前項の進達を受けたときは、内容を確認のうえ有資格者名簿の記載内容を変更するとともに、林産物売払い執行権者に通知するものとする。

第3章 林産物売払い業者の指名

(公所指名運営委員会)

第8条 公所に、入札参加者の指名の公正を確保するため、林産物売払い公所指名運営委員会（以下「公所指名委員会」という。）を置く。

- 2 公所指名委員会は、公所の林産物売払い契約に係る入札に参加させる者の選考につい

て審議する。

- 3 公所指名委員会は、会長及び会長があらかじめ指名した2人以上の公所の副課長相当職以上の職にある職員をもって組織する。
- 4 会長は、公所長をもってこれに充てる。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、委員のうち最上席の職員がその職務を代理する。
- 7 委員が事故又はやむを得ない事由により出席できないときは、公所の職員のうち上席の者であらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 8 第4条の第8項から第12項の規定は、公所指名委員会において準用する。
- 9 公所指名委員会の庶務は、公所の総務を担当する部署において処理する。

(指名基準)

第9条 林産物売払い執行権者は、別表指名基準により、有資格者名簿に登録されている者のうちから売払い予定数量に対応する設備又は実績をもつ者を指名する。ただし必要がある場合には、当該基準によらないで指名することができる。

- 2 林産物売払い執行権者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、指名業者を選定するものとする。
 - (1) 施行箇所の所在する市町村を管轄する県農林事務所の管内に本店又は主たる事務所を置く者。
 - (2) 施行箇所の所在する市町村を管轄する県農林事務所に隣接する県農林事務所の管内に本店又は主たる事務所を置く者。
- 3 林産物売払い執行権者は、次の各号に掲げる者を指名してはならない。
 - (1) 契約の履行において、その性質上特殊な技術を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術を有しない者。
 - (2) 著しい経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実があり、契約不履行となるおそれがあると認められる者。
 - (3) 林産物売払い契約を福島県を相手方として締結している者で、その搬出が完了していないため、指名競争入札に付する契約が不履行となるおそれがあると認められる者。
 - (4) 林産物の購入について、1年以上の営業経歴を有しない者。ただし、林産物売払い執行権者が指名競争入札に参加させることが必要であると認めた場合はこの限りではない。

(公所指名委員会への指名選考内申及び決定)

第10条 林産物売払い執行権者は、入札に参加させようとする者を選考するとともに林産物売払い業者指名選考内申書(様式第3号(その1))を作成し、指名選考を内申すべき公所指名委員会が所属する公所の総務課長(県農林事務所以外にあっては、事務部事務長等。以下「総務課長等」という。)に提出しなければならない。

- 2 総務課長等は、前項の提出を受けたときは、公所指名委員会に対し、指名すべき者の選考に関する審議を行うよう求めなければならない。
- 3 総務課長等は、前項の選考結果を林産物売払い業者指名選考通知書(様式第3号(そ

の2))により、第1項で提出を受けた林産物売払い執行権者へ通知する。

- 4 林産物売払い執行権者は、前項の通知があったときは、林産物売払い業者指名決定書(様式第3号(その2))により決定する。

第4章 雑則

(入札結果の報告)

第11条 林産物売払い執行権者は、この要綱の規定に基づき執行した入札の結果を、林産物売払い入札結果報告書(様式第4号)及び入札結果公表書(様式第5号)により林業振興課長に入札執行日から1週間以内に報告しなければならない。

(入札結果の公表)

第12条 この要綱の規定に基づき執行した入札の結果については、次の各項に定めるところにより公表するものとする。

- 2 公表する内容は、入札結果公表書によることとし、発注公所名、業務の名称、入札執行日、指名した者の商号又は名称、入札者の各回の入札額、落札額とする。
- 3 公表の場所は、次のとおりとする。

- (1) 公所

公所が執行した入札の結果については、当該公所内に設置する閲覧所において、公表するものとする。

- (2) ホームページ

林業振興課長は、入札結果公表書の電子データを林業振興課のホームページに掲載するものとする。

- 4 公表の時期は、契約締結後1週間以内とする。
- 5 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 次の要綱は廃止する。

林産物売払いに係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和57年4月1日付け57林第77号)

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。

別 表

指 名 基 準

売払林産物の予定数量	有資格者が満たすべき条件
1. 100m ³ 未満	木材業者等登録を受けていること
2. 100m ³ 以上 500m ³ 未満	木材業者にあつては、年間素材販売量が 300 m ³ 以上 製材業者にあつては、製材用施設の出力量が 22.5kw 以上 木材加工業者にあつては、年間素材販売量が 300 m ³ 以上 であるか製材用施設の出力量が 22.5kw 以上
3. 500m ³ 以上 1,500m ³ 未満	木材業者にあつては、年間素材販売量が 700 m ³ 以上 製材業者にあつては、製材用施設の出力量が 37.5kw 以上 木材加工業者にあつては、年間素材販売量が 700 m ³ 以上 であるか製材用施設の出力量が 37.5kw 以上
4. 1,500m ³ 以上	木材業者にあつては、年間素材販売量が 1,500 m ³ 以上 製材業者にあつては、製材用施設の出力量が 75kw 以上 木材加工業者にあつては、年間素材販売量が 1,500 m ³ 以 上であるか製材用施設の出力量が 75kwkw 以上